入札説明書

奈良県立万葉文化館研究員室系統空調設備更新工事

第Ｒ８－１号

令和　８年　１１月

奈良県地域創造部文化振興課

入　札　説　明　書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

記

１　競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第２に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この工事の入札に参加することができます。

（１）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第７条の規定による入札公告第２の表中「登録業種」に対応する建設工事の特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（３）入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号。以下「新法」といいます。）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」といいます。）第３０条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

（５）平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条の規定による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（６）平成１２年４月１日以降に民事再生法第２１条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

（７）建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日まであること。

（８）入札公告第２の４の「この工事の入札に係る設計業務の受託者」が示されている場合は、次のア又はイに該当しないこと。

ア　当該受託者の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている者

イ　代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

（９）県土マネジメント部、食農部又は環境森林部（森林環境課及び県産材利用推進課に限る。以下同じ。）が入札公告を行った工事において、調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として工事を契約したことにより、県土マネジメント部、食農部又は環境森林部が発注する新たな工事への参入を制限されていない者であること。

2　入札の手続き

（1）提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。入札書は、**工事費内訳書**を記載、同封の上、郵送により提出してください。

（2）入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

（3）入札書は、入札金額を明示し、工事番号、工事名及び工事場所、住所（所在地）、商号又は名称及び代表者氏名を記載するとともに、代表者の押印が必要です。

（4）入札書は郵便で提出することができます。この場合は書留郵便とします。二重封筒に入れ、表封筒に『＜業者名＞、＜開札日＞、＜工事名＞、＜工事番号＞及び「入札書在中」』を朱書きするとともに、入札書と**工事費内訳書**を入れた中封筒（直接提出する場合と同様に封印等の処理をしたもの）を表封筒に入れ、奈良県地域創造部文化振興課長あての親展として、入札公告第３で指定する期限までに入札公告第３で指定する場所へ到着するようにしてください。発送後、12 の（１）に電話連絡を行い、必ず書類到着の確認を行ってください。

（5）入札書の提出後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。

3　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

（1）入札公告第２に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

（2）競争入札参加資格確認申請書等で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札

（3）奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第７条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札

（4）開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第２に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

4　落札者の決定方法

（1）予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

ただし、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対して競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、文化振興課のホームページに落札者を掲載します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認の結果によっては落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し、競争入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

（2）落札候補者となるべき同価格の入札者が２者以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

5　競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合は失格とし、次順位の入札者を落札候補者として、競争入札参加資格の確認を行

います。落札者が決定するまで、同様の手続きを順次行います。
　落札候補者は、競争入札参加資格の確認を受けるため、次に掲げる競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。
　持参による入札の場合は、入札書の提出時に競争入札参加資格確認申請書等を併せて提出してください。郵便による入札の場合は、入札書を郵送する際に競争入札参加資格確認申請書等を同封してください。
　落札候補者とならなかった方については、提出書類の確認は行わず、当該書類は県において適切に処分します。提出書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
（１）競争入札参加資格確認申請書等
　ア　「競争入札参加資格確認申請書（別添様式Ｓ１）」
　イ　「設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面（別添様式Ｓ３）」
　　＊　経営事項審査の結果における総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の写しを添付してください。
　ウ　「配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（別添様式Ｓ４）」
　　＊　技術者の資格を証する書面（の写し）及び３ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。
　　監理技術者等が２つの建設工事を兼務する場合（建設業法第２６条第３項第１号、第２号）又は営業所技術者等が主任技術者等の職務を兼務する場合（建設業法第２６条の５）は、下記ダウンロードページに掲載している様式を添付してください。
　　（様式ダウンロードページ）https://www.pref.nara.lg.jp/n133/68427.html
　エ　「現場代理人報告書（別添様式Ｓ８）」
（２）提出部数　各１部
（３）提出期限　入札公告に示す期限までに提出してください。
　　＊　期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。
　　＊　次順位以降の者が落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書等の提出期限は、別途指示します。
（４）提出方法　持参又は郵送により提出してください
（５）提出書類の作成等
　ア　作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
　イ　提出書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
　ウ　提出書類は返却しません。
　エ　提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

６　工事費内訳書に関する事項
（１）入札金額の内訳書は「工事費内訳書」様式を使用してください。
（２）工事費内訳書は、レベル１の工事区分、レベル２の工種、レベル３の種別ごとに金額を明示し、「所在地」、「商号又は名称」、「工事名」、「工事番号」及び「工事場所」を記載することが必要です。また、入札金額の内訳として、「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建退共制度の掛金」及び「安全衛生経費」（以下「労務費等」といいます。）を記載してください。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
（３）工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～キの場合は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
　ア　工事費内訳書を提出しない場合

イ　入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「工事価格」欄に記載された額とが異なっている場合
ウ　工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合
エ　工事費内訳書において設計図書に示された各項目の額を記載していない場合
オ　労務費等の５項目のうち１項目でも未記入の場合
カ　「法定福利費の事業主負担額」について、金額（０円を含む。）以外を記載した場合
キ　その他記載内容に不備がある場合

7　聞き取り

必要に応じて提出書類等について聞き取りを実施します。聞き取りに応じない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

8　技術者の配置

落札者は、５の（１）のウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限ります。

9　現場代理人の配置

落札者は、工事現場に常駐する現場代理人を１名配置するものとします。なお、５の（１）のエに定める資料に記載した現場代理人をこの工事の現場に配置するものとします。

10　契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第１７条第１項の規定に基づき、落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を 12 の（２）に記載の提出先に電子メールで提出してください。

また、落札者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、下記ダウンロードページに掲載している様式により、入札公告第５の７に記載の契約を担当する部課等へ通知してください。

（様式ダウンロードページ）
https://www.pref.nara.lg.jp/n133/27102.html

11　契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

12　関連情報を入手するための照会窓口

（１）契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地
奈良県地域創造部文化振興課文化振興係
電　話　０７４２－２７－８４７８（直通）

（２）「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出先（落札者のみ）

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地

奈良県地域創造部文化振興課文化振興係

メールアドレス　bunkas@office.pref.nara.lg.jp

別表　配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
管工事	①管工事に関し、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による高等学校（旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による実業学校を含みます。）若しくは中等教育学校を卒業した後５年以上又は同法による大学（旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学を含みます。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校を含みます。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後３年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含みます。以下同じ。）、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めたもの ②管工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後３年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成６年文部省告示第８４号）第２条に規定する専門士又は同規程第３条に規定する高度専門士を称するもの ③管工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後５年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めたもの ④管工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正１４年文部省令第３０号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科に合格した後５年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和１８年文部省令第４６号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科に合格した後３年以上実務の経験を有する者 ⑤管工事に関し、１０年以上実務の経験を有する者 ⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者 ⑦技術士法（昭和５８年法律第２５号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」又は「液体機器」とするものに限ります。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」「液体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限ります。）とするものに合格した者 ⑧技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成１５年文部科学省令第３６号）による改正前の技術士法施行規則（昭和５９年総理府令第５号。以下「旧技術士法施行規則」といいます。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限ります。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限ります。）とするものに合格した者 ⑨職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）による技能検定のうち検定職種を１級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限ります。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を２級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し３年以上実務の経験を有する者

	⑩平成１６年４月１日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第２条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和３３年法律第１３３号）第２５条第１項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」といいます。）のうち検定種目を１級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限ります。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生　設備配管又は配管工とするものに合格していた者 ⑪平成１６年４月１日時点で旧技能検定のうち検定職種を２級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であってその後配管工事に関し１年以上実務の経験を有するもの ⑫建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２０条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し１年以上の実務の経験を有する者 ⑬水道法（昭和３２年法律第１７７号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し１年以上実務の経験を有する者 ⑭建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第７条の４から第７条の６の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（「登録計装試験」といいます。）に合格した後管工事に関し１年以上実務の経験を有する者 ⑮社団法人日本計装工業会の行う平成１７年度までの１級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し１年以上の実務の経験を有する者 ⑯国土交通大臣が①～⑮までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

注：⑤の「１０年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、管工事に関して延べ１２０か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて延べ１２０か月以上の工事経験が必要